真宗興法議員団規約

(名称)
第１条　当団体を真宗興法議員団（以下「本団」という）と称する。
(事務所)
第２条　本団の事務所を幹事長宅(　　)に置き、本団の会計事務所を会計宅(　　)に置く。
(目的)
第３条 本団は同朋公議の本旨に則り、宗門の本来性を志向し、本団の綱領及び政策を実現することを目的とする。
(団員)
第４条　本団は前条の目的に賛同する真宗大谷派宗議会議員を団員とする。
２ 本団に入団しようとする者は、本団に所属する連区（通称）内紹介議員２名の署名捺印を添え、入団届(様式１)を幹事長に提出し、幹事会の審議を経て団総会で承認を得なければならない。
３ 本団を退団しようとする者は、議会構成等の負荷を考慮して、退団しようとする６ヶ月前までに、退団届（様式２）を幹事長に提出し、幹事会の審査を経て、団総会の承認を得なければならない。
４ 前項により退団した団員が再入団しようとする時、当該連区（通称）内の全団員の承諾を得、入団届（様式1）を幹事長に提出し、幹事会の審査を経て、団総会で承認を得なければならない。
５ 団員として相応しくない行為があった場合は、幹事会にて評議を行い、総会の承認を以て処分を決する。なお、処分については、「真宗興法議員団懲罰規程」を別に定め、行う。
(代表者)
第５条　本団に、代表者を置き、代表と称する。
２ 代表は、本団を統理し、宗務総長候補者となる。
３ 代表は、別に定める選出内規により選出する。
(役員)
第６条　本団に、次の役員を置き、幹事会を構成する。

幹事長	１名
副幹事長	２名
常任幹事	１名
事務局長	１名
会計	１名
幹事	若干名

２　幹事長は代表と連絡を密にし、団務を総理し執行する。
３　副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時は、その職務を代行する。
４　常任幹事は真宗興法議員団政策調査会長となる。
５　事務局長は、本団の事務を処理する。
６　会計は、本団の経理を掌り会計事務を処理する。
(役員選出)
第７条 幹事長は、団員の中から代表が候補を推薦し、総会の承認を得なければならない。幹事長が欠けた時は、改めて選出を行う。
２　代表が交代した時は改めて役員を選出する。
３　宗議会の改選が行われた時は改めて役員を選出する。
４　副幹事長並びに常任幹事は、団員の中から幹事長が委嘱し、総会の承認を得なければならない。
５　幹事は、幹事長が、総会に諮り選出する。
６　事務局長及び会計は、幹事の内より幹事長が選任する。
７　役員に欠員が生じたときは、本規約に基づいて補充する。
(役員の任期)
第８条　役員の任期は２年とする。但し再任は妨げない。
２　補欠によって就任した役員及び第７条第２項の規定によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員の任期満了時及び第７条第２項に該当する時も、前役員は新役員が選出されるまで、役員としての職務を行う。

(監査)
第９条　本団の会計を監査するため、監査２名を置く。
２ 監査は、団員の中から幹事長が候補を推薦し、総会に諮り選出する。監査が欠けた時は、改めて選出を行う。
３　監査の任期については、第８条「役員の任期」を準用するものとする。
（政策調査会等）
第１０条 本団の目的を達成するため政策調査会及び各種委員会を設けることができる。
２ 政策調査会の規約は別に定める。
（同朋の会）
第１１条 本団に「同朋の会」を設置し、幹事会が主催する。
（顧問）
第１２条　本団に顧問を置く。
２ 顧問は、本団の団員であって、宗務総長経験者、宗議会議長経験者及び当選５期以上の議員をもってこれに当てる。
３ 幹事長は、必要があると認めるときは、団務の重要事項について顧問に意見を求めることができる。
(会議)
第１３条　本団は、次の会議を行う。
　総会　　定例総会　年２回開催し、代表の同意を得て幹事長が招集する。
　　臨時総会　必要に応じ代表の同意を得て幹事長が招集する。
　　総会は、団員総数の過半数の出席を以て成立する。
　　総会の議事は出席した団員の過半数で決する。
　幹事会　本団の目的を達成するため随時幹事長が招集する。
２ 緊急事態・災害等により諸会議の招集に支障があると幹事長が判断したときは、文書審議その他本人の意思を確認できる方法により審議を行い、会議とすることができる。
３ 前項により会議を行ったときは、次に招集された会議において、審議及び議決の結果を報告しなければならない。
(経理)
第１４条 本団の経理は、団費及び寄付金その他をもってこれに充てる。
２ 団費は総会において決定する。
３ 会計年度は毎年７月１日に始まり、翌年６月３０日に終わる。
４ 本団経理規程は別に定める。
（団員配置）
第１５条　本団団員の、宗議会における委員会所属、団の政策調査会及び各種委員会の配属については、団員の希望を参酌して幹事会の協議を経て幹事長が委嘱し、必要に応じて書面で公表する。
(改正)
第１６条　この規約を改正しようとするときは、総会に諮らなければならない。
（附則）
この規約は１９７５年１１月２１日より施行する。
１９７８年1月２７日改正
１９８０年7月２３日改正
１９８２年1月１８日改正
１９８３年2月２１日改正
１９８６年2月１８日改正
２００１年9月２６日改正
２００４年１１月２日改正
２０１３年6月１１日改正
２０１６年3月２日改正
２０２０年6月１８日改正
２０２６年8月１８日改正
※２００１年9月２６日施行の「幹事長選出内規」はこれを廃止する。
※２０１２年１０月１７日選出の役員及び監査は、２０１３年6月１１日改正の「真宗興法議員団規約」による役員及び監査とみなす。